

和福障第1176号
令和 2年7月7日
(2020年)

各指定放課後等デイサービス事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

学校休業日単価の取扱いの適用終了日について

平素、本市の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市発出の和福障第992号通知(令和2年6月18日付)にてお知らせしておりました**本市における学校休業日単価の取扱い適用については令和2年7月末日をもって終了とし、8月提供分からは通常単価の取扱いとさせていただきます。**

今後、新型コロナウイルス感染症の影響で、再度特別支援学校等が臨時休業となるような状況が生じた場合には、適宜学校休業日単価を適用することといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、放課後等デイサービス事業所において、

- 定員を超過して児童を受け入れた場合や人員基準を満たさない場合でも減算を適用しないこと
- 電話等による代替的な支援であっても事業所に通所して支援をしたときと変わらず報酬の対象とすること

等の柔軟な取扱いを可能としていますが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年5月22日文部科学省)によると、地域の感染状況によっては、感染者が発生していない学校であっても臨時休業が行われる場合があること、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について方針が示されていることから、この取扱いは当面、継続することを併せてお伝えいたします。

(連絡先)

和歌山市障害者支援課

(TEL) 073-435-1060

事業所指定担当(瀧、北尾、西中)